

守門テナント室 応募要項

この要項は、テナント室利用者の募集に関する事項について記載したものであり、応募者はこの要項を確認のうえ、申込みしてください。

1 施設の設置目的と利用者に期待する役割

(1) 設置目的

テナント室は医療効果に資するため、魚沼市北部地域における市民の健康保持に必要なサービスを提供することを目的とします。

(2) 利用者に期待する役割

上記の役割を果たしながら持続的にサービスを提供するだけでなく、保健や福祉と連携しながら、市民が安心して地域で暮らしていける環境づくりを期待します。

2 施設の概要

(1) 名称 魚沼市国民健康保険守門診療所 守門テナント室

(2) 所在地 魚沼市須原 1237 番地 1

(3) 建物概要

① 開設 平成 7 年

② 構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上 2 階

③ 延床面積 2,773.49 m² (魚沼市守門健康センターの 54.36 m²がテナント室面積)

(4) 駐車場 有 ただし、他団体と共用です。

3 施設の管理運営に係る基本的事項

(1) 開業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 休業日 土・日曜日・祝日、及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

ただし、利用者は必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に開業し、若しくは休業することができます。

4 貸借期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

ただし、期間満了後の再契約を妨げるものではありません。また、利用することが適当でないとき、利用決定を取り消すことがあります。

5 賃貸借料及び維持管理費

物件の賃貸借料は別に定めた額とし、維持管理費は実費を利用者に負担いただきます。

6 譲渡又は転貸の禁止

利用者は、契約により生ずる物件の貸借権を譲渡し、又は物件を転貸することはできないものとします。

7 修繕等の費用負担

修繕等に係る費用は利用者の負担とします。ただし、利用者の責めに帰すことができないことが明らかな場合は市と協議の上、定めるものとします。

8 応募の資格要件

(1) 応募資格

- ① 市内に事業所を置くか、置く予定の法人、その他の団体（以下「団体」という。）及び個人による応募とします。（団体は法人格を必ずしも必要としません。）
- ② 複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」という。）については、別に定める業務を複数の団体で共同して行うことがより効果的と思われる場合に限り、グループで応募することができます。

なお、その場合には代表団体を定め、その代表団体が上記①の要件を満たしていることが条件となります。

- ③ 次に該当する団体、団体代表者及び個人でないこと。
 - イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により、再生手続開始の申立てをしている者
 - ハ) 団体代表者及び個人が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 の規定に該当する者(議会議員)
 - ニ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者(入札参加資格のない者)
 - ホ) 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者
 - ヘ) 最近 1 年間の国税又は地方税を滞納している団体、団体代表者及び個人
 - ト) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年魚沼市条例第 52 号）第 3 条に規定する欠格事項に該当する者
 - チ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から 4 号まで及び第 6 号に該当する者

(2) 応募の制限

単独で応募した団体、グループの構成員として応募した団体又は個人は、同一施設に申請する他のグループ応募の構成員になることができません。

9 応募の手続

(1) 応募書類の配付及び提出期間

- ・期 間 令和6年4月25日(木)～令和6年5月16日(木)
平日の8時30分から17時まで
- ・配布、提出先 魚沼市役所 市民福祉部 健康増進課 地域医療係(以下「担当課」という。)
- ・提出方法 担当課に持参してください。
- ・その他 期間経過後における応募書類の受付は行いません。

(2) 提出書類

- ① 診療施設利用申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 応募資格を有していることを証する書類

種 別		書類の内容
法人の場合		法人登記簿の謄本、実施する事業に必要な免許証、資格者証、関係機関と事前協議が済んでいることを証する書類
非法人の場合		団体の規約及び構成員名簿、住民票、実施する事業に必要な免許証、資格者証、関係機関と事前協議が済んでいることを証する書類
市内に住所を有する者 (非法人の場合は団体、代表者又は個人)	納税義務がある場合	魚沼市税の納税証明書(この要項の配布日以降に交付されたもの)
	納税義務がない場合	その旨を記載した申立書
市外に住所を有する者 (非法人の場合は団体、代表者又は個人)	納税義務がある場合	法人税又は所得税の納税証明書(この要項の配布日以降に交付されたもの)
	納税義務がない場合	その旨を記載した申立書

- ・提出部数 正本1部、副本1部(正本を複写したもの)

(3) 質問事項の受付

- ・受付先 質問事項は担当課あてにお願いします。
- ・方法 原則として文書(任意様式)又は電子メールによりお願いします。

(4) その他

提出された書類について、内容の確認や追加資料の提出を求める場合があります。

10 審査及び選定に関する事項

(1) 審査・選定方法

テナント利用者の選定にあたっては、提出書類を審査し選定します。

(2) 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

11 留意事項

(1) 応募の辞退

申請者の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 提案内容変更の禁止

申請期間経過後においては、提出書類の内容を変更することができません。ただし、担当課の求めに応じて、補足資料の提出や補正を求める場合があります。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

審査書類に虚偽の記載があった場合は無効とします。

(4) 審査書類の取扱い

審査書類は理由の如何を問わず返却しません。

また、審査書類は魚沼市情報公開条例（平成 16 年魚沼市条例第 13 号）の対象となります。

12 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和 6 年 4 月 25 日（木）～令和 6 年 5 月 16 日（木） |
| (3) 利用者決定 | 令和 6 年 5 月 27 日（月） |
| (4) 契約の締結 | 令和 6 年 5 月 28 日（火） |
| (5) 引継ぎ期間 | 令和 6 年 5 月 28 日（火）～ |
| (6) 利用開始 | 令和 6 年 6 月 3 日（月） |

13 モニタリングの実施

市は、テナント室のモニタリングを随時実施できるものとします。モニタリングの結果、問題が発見された場合、文書によりその是正又は改善を指示することができるものとします。

14 利用者の取消しに係る事項

(1) 契約締結前の取消し

利用者の選定後において、利用者の重大な事情変更によりテナント室での運営業務を遂行できないと判断した場合や利用者として不適格な事由が生じた場合は、利用者としていない場合があります。

(2) 利用者の責めに帰すべき事由による場合

契約期間中に契約解除の申し出を行った場合又は市が行う業務改善勧告に従わなかった場合は、市は利用の取消しをすることができるものとします。その場合、賠償金として利用料年額の 10%に契約残期間を乗じた金額（1 年に満たない期間がある場合は月割金額）を納付いただくこととします。

(3) 利用者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び利用者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

15 その他

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合については、市と利用者は誠意をもって協議するものとします。

【この要項に関する問い合わせ及び書類の提出先】

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地

魚沼市役所 市民福祉部 健康増進課 地域医療係

TEL:025-792-1436 FAX:025-792-9500

e-mail: newhospital@city.uonuma.niigata.jp

※受付時間 平日の 8 時 30 分～17 時 15 分